

様式第3号（第11条関係）

審議会等調書

名 称	佐伯市総合教育会議		
設置目的	首長と教育委員会が、相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため		
設置根拠等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項		
設置年月日	平成27年5月25日	委員数	6人
審議事項等	<p>1 佐伯市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議</p> <p>2 佐伯市の教育を行うための諸条件の調整その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策</p> <p>3 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置</p>		
事務局担当課名	総合政策部政策企画課 電話番号22-4104		
備 考			